

令和3年9月30日

保護者様

京都市立大原小中学校
校長 瀧本 祐一郎

「緊急事態宣言」解除に伴う部活動再開について

秋涼の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、京都府全域への緊急事態措置が令和3年9月30日（木）で解除されます。京都市教育委員会の指導に沿って、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取りつつ、本校の部活動について、下記のとおり再開いたします。

記

10月1日(金)から10月15日(金)まで

- ① 活動場所は校内に限定します。
- ② 活動時間は2時間以内とします。

10月16日(土)から10月29日(金)まで

- ① 必要に応じて、他校等で活動することがあります（京都府内に限る）
- ② 活動時間は京都市部活動ガイドラインの規定（平日2時間、休日3時間）に従って活動を行います。
- ③ 5、6年生の合同部活動を再開致します。

10月30日(土)以降

- ① 必要に応じて、他校等で活動することがあります（他府県を含む）
- ② 大会・発表会への参加する場合があります

*留意事項（感染拡大防止対策）

- ・部活動に参加する場合は健康観察票を持参すること。
- ・体調に不安を感じているときは参加しない。
- ・活動場所に消毒液を設置し、活動前後は石けんによるこまめな手洗いを励行すること。
- ・呼気が激しくなる運動を行う際は、感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。
- ・ドリンクの回し飲み、タオルの共用はしない。
- ・休憩時間を含めて、人との距離を空け、大きな声での会話はしないこと。
- ・活動終了後は速やかに帰宅し、学院生同士で食事することは控えること。